

山形県立産業技術短期大学校企業実習実施要項

1 目 的

企業実習（授業科目の企業実習をいう。以下「実習」という。）は、学生に企業等の現場における実践技術の実際を習得させ、技術と生産との相互関係を体験し、併せて技術者としての自覚を持たせるために実施するものとする。

2 主 管

実習は、教務学生課主管のもとに、各学科の実習担当教員（担任教員があたる。）と計画の上、事業所に委託し、その就業規則等に従って実施する。

3 実施時期

実習は、原則として、デジタルエンジニアリング科、メカトロニクス科、知能電子システム科及び情報システム科においては1年次後期に、建築環境システム科においては2年次前期に、土木エンジニアリング科においては1年次後期と2年次前期に実施するものとする。

4 期 間

実習期間は、5日間とする。

5 実習担当教員

実習を円滑に実施するため、各学科に実習担当教員を置き、教務学生課とともに、次の業務にあたる。

- 一 実習生受け入れ先事業所等の選定
- 二 実習生受け入れ先事業所等への配属
- 三 実習内容、テーマ等に関する助言・指導
- 四 実習中の留意事項（安全・就業心得等）の事前指導
- 五 実習中に発生した事故又は異常事態の処置及び報告
- 六 企業実習報告書（様式1）、企業実習証明書（様式2）等の受理及び保管
- 七 その他必要な事項

6 巡回学生指導

実習担当教員は、必要に応じて実習生の受け入れ先事業所等を巡回し学生を指導する。

7 評 価

実習の評価は、実習担当教員が実習証明書及び企業実習報告書等を総合して、これを行う。

8 事 務

実習に関する事務は、教務学生課が所管する。

附則

この実施要項は、平成10年度より適用する。

この実施要項は、平成17年度より適用する。

この実施要項は、平成19年度7月より適用する。

この実施要項は、平成22年度より適用する。

この実施要項は、平成23年度より適用する。

この実施要項は、平成26年度より適用する。

この実施要項は、平成29年度より適用する。

この実施要項は、令和元年度より適用する。

この実施要項は、令和元年度より適用する。

この実施要項は、令和2年度より適用する。